

## 矯正施設被収容者食料給与規程の運用について（依命通達）

平成7年3月17日法務省矯医第660号  
 矯正局長依命通達 矯正管区長，矯正施設  
 の長宛て

改正	平成 8年	2月15日	法務省矯医第304号
	平成 9年	2月17日	法務省矯医第305号
	平成10年	3月17日	法務省矯医第650号
	平成11年	3月16日	法務省矯医第804号
	平成12年	3月 2日	法務省矯医第588号
	平成14年	12月25日	法務省矯医第5655号
	平成18年	3月30日	法務省矯医第2084号
	平成27年	3月31日	法務省矯医第60号
	平成29年	3月 3日	法務省矯医第26号
	平成30年	3月12日	法務省矯医第46号

本日、矯正施設被収容者食料給与規程（平成7年法務省矯医訓第659号大臣訓令。以下「規程」という。）が制定され、平成7年4月1日から施行されることになりましたが、これは 近の国民一般の食生活水準と栄養学的知見を考慮して、副食の熱量を増加し、主食の熱量を減じて主食偏重の食生活を改善するとともに、副食標準栄養量を改めて、食生活内容の充実を図り、さらに、主食の労作別等級を見直して、新たに性別及び生活活動強度に基づいた給与熱量を定めるなどしたものです。

したがって、規程の運用に当たっては、下記の事項に留意の上、給食管理の万全を期するよう配意願います。

おって、次の通達は平成7年3月31日をもって廃止します。

- 1 昭和21年2月13日付け刑政甲第203号刑政局長依命通牒「構外作業就業者ノ勤労給養食給与方ニ関スル件」
- 2 昭和23年5月付け矯総甲第501号矯正総務局長通牒「収容者飲料について」
- 3 昭和23年10月11日付け矯総甲第1306号法務行政長官通牒「栄養調査の結果よりみた栄養対策」
- 4 昭和26年2月21日付け矯保甲第203号の2刑政長官依命通牒「外国人収容者食料給与規程について」
- 5 昭和26年3月17日付け矯保甲第354号矯正保護局長通牒「外国人収容者食料給与規程について」
- 6 昭和27年5月23日付け矯保甲第579号刑政長官通牒「外国人収容者食料給与規程中一部改正について」
- 7 昭和34年8月19日付け矯正甲第744号矯正局長通達「病人食の改善

について」

- 8 昭和48年1月25日付け矯医第110号矯正局長通達「収容者の食等の変更に関する質疑回答集の送付について」
- 9 昭和49年4月22日付け矯総第823号官房会計課長・矯正局長通達「収容者用勤労給与食給与額について」
- 10 昭和52年3月25日付け法務省矯医第684号矯正局長通達「収容者食料給与規程の一部改正について（依命通達）」
- 11 昭和52年3月25日付け矯医第685号矯正局長通達「少年食料給与規程の一部改正について（依命通達）」
- 12 昭和52年3月25日付け矯医第686号矯正局長通達「婦人補導院食糧給与規程の一部改正について（依命通達）」

記

1 代替品について（第2条関係）

その他適当な代替品とは、パン、めん類、その他の穀類をいう。

なお、米麦の適当な代替品としてパン食を給与する場合は、平成30年3月12日付け法務省矯医第44号矯正局長通達「被収容者に対するパンの給与について」によること。

2 主食の給与熱量等について（第3条関係）

(1) 米麦混合による主食の一人一日当たりの給与量は、次のとおりとする。

		主食 区分	米麦給与量（g）			
			男		女	
			米	麦	米	麦
刑務所	成人	A食	315	141	276	123
		B食	255	114	237	105
		C食	237	105	216	96
少年刑務所	少年	甲食	333	150	276	123
		乙食	294	132	237	105
拘置所						
少年院		—	384	99	315	81
少年鑑別所		—	339	87	270	69
婦人補導院		—	—	—	270	69

(2) 規程第3条に定める主食の区分のうち、A食とは就業者で立位での作業が一週間につきおおむね15時間以上のもの又はこれに相当する内容の作業に従事するものに給与する主食、B食とは居室外の就業者でA食を給与するもの以外のものに給与する主食、C食とは就業の有無にかかわらず、居室内で生活する者に給与する主食をいう。また、甲食とは居室外で就業

する20歳未満の者に給与する主食、乙食とは就業の有無にかかわらず、居室内で生活する20歳未満の者に給与する主食をいう。

- (3) 免業による主食の区分の変更は行わないこと。
- (4) 被収容者に給与する主食の熱量を増加する事由が生じた場合には、その当日から変更し、その熱量を減ずる事由が生じた場合には、その翌日から変更するものとする。ただし、就業前に熱量を減ずる事由が生じた場合には、その日から変更するものとする。

3 その他

- (1) 米の標準とう精率は、93～94パーセントとする。ただし、標準とう精率によることが不適當な場合は、別に指示するとう精率によること。
- (2) 給与する食品の熱量及び栄養量の算出は「日本食品標準成分表」によること。
- (3) 一日に給与する食事の食塩相当量は「日本人の食事摂取基準」の目標量を参考にすること。